

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用
 伝送方式の種類
 品目 契約者回線型

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																9107											
石川県																	10166										
福井県																		5190									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																					16191						
静岡県																						39718					
愛知県																							80549				
三重県																								13061			
滋賀県																									11060		
京都府																										30483	
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計																9107	10166	5190	0	0	16191	39718	80549	13061	11060	30483	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 利用回線型メニュー1

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																0											
石川県																	0										
福井県																		0									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						0					
静岡県																							0				
愛知県																								0			
三重県																									0		
滋賀県																										0	
京都府																											0
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計																0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

サービスの種類(細区分) DSL等接続専用

伝送方式の種類

品目 利用回線型メニュー

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	
北海道																											
青森県																											
岩手県																											
宮城県																											
秋田県																											
山形県																											
福島県																											
茨城県																											
栃木県																											
群馬県																											
埼玉県																											
千葉県																											
東京都																											
神奈川県																											
新潟県																											
富山県																1,103											
石川県																	1,936										
福井県																		378									
山梨県																											
長野県																											
岐阜県																						2,672					
静岡県																						9,828					
愛知県																							7,458				
三重県																								1,289			
滋賀県																									623		
京都府																										3,042	
大阪府																											
兵庫県																											
奈良県																											
和歌山県																											
鳥取県																											
島根県																											
岡山県																											
広島県																											
山口県																											
徳島県																											
香川県																											
愛媛県																											
高知県																											
福岡県																											
佐賀県																											
長崎県																											
熊本県																											
大分県																											
宮崎県																											
鹿児島県																											
沖縄県																											
合計																1,103	1,936	378	0	0	2,672	9,828	7,458	1,289	623	3,042	

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 4 品目ごとに別業とすること。
 5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2022年3月31日現在

事業者名 西日本電信電話株式会社

大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計	
8,792																						
	2,968																					
		1,114																				
			487																			
				970																		
					1,282																	
						3,841																
							6,244															
								3,299														
									639													
										829												
											2,434											
												924										
													7,082									
														573								
															2,393							
																1,843						
																	1,750					
																		1,152				
																			2,047			
																				667		
8,792	2,968	1,114	487	970	1,282	3,841	6,244	3,299	639	829	2,434	924	7,082	573	2,393	1,843	1,750	1,152	2,047	667	79,659	